



平成20年5月14日

各 位

会社名 株式会社 北川 鉄 工 所
代表者名 取締役社長 北川 祐治
(コード番号 6317 東証第1部)
問合せ先 取締役経営管理担当
高橋 正義
TEL 0847-45-4560

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、平成20年6月27日開催予定の当社第98期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社では、買収防衛策における対抗措置のひとつとして必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当を行う場合には、株主の皆さまのご意思をできる限り反映させることが望ましいと考えております。しかしながら、会社法においては、取締役会設置会社は取締役会決議のみをもって、新株予約権の無償割当を行うことが可能とされています(会社法第278条第3項本文)。そこで、会社法第278条第3項ただし書に基づき、買収防衛策としての新株予約権の無償割当を株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により行うことが可能となるよう、根拠規定として、変更案第12条(新株予約権無償割当に関する事項の決定)を新設するものであります。
- (2) 当社は、同日開催の取締役会において決議いたしました「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」を第98期定時株主総会へにおける株主の皆さまのご承認を条件として導入することといたしました。
当社では、かかる買収防衛策の導入等につきましては、株主の皆さまの意思確認を行うことが望ましいと考えております。そこで、株主の皆さまのご意思を法的に明確な形で反映させるために、根拠規定として、かかる買収防衛策の導入、変更、継続および廃止を株主総会決議事項とすべく、変更案第20条(株主総会決議事項)を新設するものであります。
- (3) 上記の各変更案に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
<p>〈新設〉</p>	<p><u>(新株予約権無償割当に関する事項の決定)</u></p> <p>第 12 条 当社は、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により、<u>新株予約権無償割当に関する事項を決定することができる。</u></p>
<p>第 12 条～第 18 条 〈記載省略〉</p>	<p>第 13 条～第 19 条 〈条数を繰り下げ〉</p>
<p>〈新設〉</p>	<p><u>(株主総会決議事項)</u></p> <p>第 20 条 株主総会においては、法令または本定款に別段の定めのある事項をその決議により定めるほか、<u>当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の導入、変更、継続および廃止に関する決議を行うことができる。</u></p>
<p>第 19 条～第 41 条 〈記載省略〉</p>	<p>第 21 条～第 43 条 〈条数を繰り下げ〉</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日（金曜日）

以 上